別表第二国立研究開発法人の項の次に次のように加える。

国立健康危機管理研究機構	国立健康危機管理研究機構法

（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律の一部改正）

第十二条　科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「研究開発法人に対する」を「研究開発独立行政法人に対する」に改める。

第二条第九項中「という。）」の下に「又は特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第八号の規定の適用を受けるものをいう。）」を加える。

第二十七条の二第一項中「研究開発法人」を「研究開発独立行政法人（研究開発法人のうち、独立行政法人であるものをいう。以下同じ。）」に改める。

第三十三条、第三十四条の四第三項、第三十四条の五（見出しを含む。）、第三十四条の六の見出し並びに同条第一項及び第二項、第七章の章名、第四十八条並びに第五十二条中「研究開発法人」を「研究開発独立行政法人」に改める。

別表第一中第二十号を削り、第二十一号を第二十号とし、第二十二号から第三十六号までを一号ずつ繰り上げ、同表に次の一号を加える。

三十六　国立健康危機管理研究機構

別表第三中第十四号を削り、第十五号を第十四号とし、第十六号から第二十七号までを一号ずつ繰り上げる。

（高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律の一部改正）

第十三条　高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第三条中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

第五条第二項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第十六条を削る。

第十七条中「第三条第五項」を「第三条第四項」に改め、同条を第十六条とする。

第十八条中「第三条第六項」を「第三条第五項」に改め、同条を第十七条とし、第十八条の二を第十八条とする。

第十九条中「第十八条」を「第十七条」に改める。

第二十条第一項中「第十八条の二」を「第十八条」に改める。

第二十四条第一項中「、第十七条第一号若しくは第二号又は第十八条第一号」を「又は第十七条第一号」に改める。

第三十条第一号中「、国立国際医療研究センターにあっては第十六条及び第十九条」を削り、「第十七条」を「第十六条」に、「第十八条」を「第十七条」に改める。

附則第五条第三項中「の職員としての」を「（国立健康危機管理研究機構法（令和五年法律第四十六号）附則第十六条第一項の規定により解散した旧国立国際医療研究センターを含む。以下この項において同じ。）の職員としての」に、「同項」を「国家公務員退職手当法第二条第一項」に改める。

（公文書等の管理に関する法律の一部改正）

第十四条　公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一原子力損害賠償・廃炉等支援機構の項の次に次のように加える。

国立健康危機管理研究機構	国立健康危機管理研究機構法（令和五年法律第四十六号）

（新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正）

第十五条　新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第七号中「いう。」の下に「、国立健康危機管理研究機構」を加える。

第六条第二項第二号ハ中「第十六条第八項」を「第十六条第九項」に改める。

第十三条第一項中「及び地方公共団体」を「、地方公共団体及び国立健康危機管理研究機構」に改める。

第十六条中第十二項を第十三項とし、第十一項を第十二項とし、同条第十項中「第十二項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条中第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、第七項の次に次の一項を加える。

8　政府対策本部長は、必要があると認めるときは、国立健康危機管理研究機構の長その他の役員又は職員を政府対策本部の会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

第十六条に次の一項を加える。

14　第八項の規定は、政府現地対策本部について準用する。

第二十条第三項中「並びに都道府県知事等」を「、都道府県知事等並びに国立健康危機管理研究機構」に改める。

第三十三条第一項中「並びに都道府県知事等」を「国立健康危機管理研究機構」に改め、「、都道府県知事等並びに」を削る。

（地方税法の一部改正）

第十六条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項第一号中「日本年金機構」の下に「、国立健康危機管理研究機構」を加える。

第七十二条の四第一項第三号及び第七十三条の三第一項中「及び福島国際研究教育機構」を「、福島国際研究教育機構及び国立健康危機管理研究機構」に改める。

第百四十八条第一項中「及び日本年金機構」を「、日本年金機構及び国立健康危機管理研究機構」に改める。

第二百九十六条第一項第一号中「日本年金機構」の下に「、国立健康危機管理研究機構」を加える。

第三百四十八条第六項中「及び福島国際研究教育機構」を「、福島国際研究教育機構」に、「に対して」を「及び国立健康危機管理研究機構が所有する固定資産（国立健康危機管理研究機構以外の者が使用しているものを除く。）に対して」に改める。

第四百四十五条第一項中「及び日本年金機構」を「、日本年金機構及び国立健康危機管理研究機構」に改める。

第七百二条の二第一項中「及び福島国際研究教育機構」を「、福島国際研究教育機構及び国立健康危機管理研究機構」に改める。

（所得税法の一部改正）

第十七条　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一国民年金基金及び国民年金基金連合会の項の次に次のように加える。

国立健康危機管理研究機構	国立健康危機管理研究機構法（令和五年法律第四十六号）